

小山市立小山城東小学校いじめ防止基本方針

(2018年9月改定 下線部…加筆・修正)

はじめに

いじめは、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうしたことを重く受け止め、いじめを未然に防止し、早期に発見、適切に解決に導いていける指導体制を一層強化するとともに、本校と保護者や地域社会、関係機関等が一体となって、いじめの問題に対処できる体制づくりを推進していくことが重要である。

いじめは、どの学年、どの学級でも、どの児童にも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいないとの基本的認識に立ち、いじめ防止対策推進法第十三条の規定に基づき、この「いじめ防止基本方針」を策定する。本校では、全ての教職員がこの基本方針に則り、児童が安心して生き生きと学ぶことができる学校環境を整えるものとする。

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの未然防止等の対策は、全ての児童が学校の内外を問わず、安心して生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにすることである。

この基本理念のもと、いじめ防止等の対策は、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように留意するとともに、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できることを旨としなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校や教育委員会、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服を目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第二条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わる仲間や集団における人間関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの主な態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快なことを言われる。
 - ・ 存在を否定される。
 - ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。
- 仲間外れ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ 身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする。
 - ・ 叩かれる、蹴られるが繰り返される。
 - ・ 遊びと称して技をかけられる。
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 脅され、金品を取られる。
 - ・ 靴に画鋏等を入れられる。
 - ・ 写真や掲示物、個人所有の物品を傷つけられる。
- 道理に合わない嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 万引きや恐喝を強要される。
 - ・ 大勢の前で衣服を脱がされる。
 - ・ 人に対して暴言を吐かせられる。

- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話等で不本意な情報を流される。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS等のグループから故意に外される。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報する必要があるものが含まれる。

なお、いじめに当たると判断した場合でも、その行為の全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合については、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

(3) 学校及び教職員の責務

基本理念にのっとり、すべての児童が安心して学習や行事等の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速に対応し、さらに、その再発防止に努める。

2 いじめ防止等の組織

(1) いじめ防止対策推進委員会（「いじめ防止対策法」第22条による）

いじめ防止等に関する取り組みを実効的に行うために「いじめ防止対策推進委員会」を置く。

(2) 構成員

校長、教頭、主幹教諭、児童指導主任、教育相談主任、人権教育主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター ※必要に応じて関係者を招集できる。

(3) 内容

- ① 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、進捗状況の確認、定期的検証。
- ② 教職員の共通理解と意識啓発。
- ③ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取。
- ④ 個別面談や相談の受け入れ及び、その集約。

- ⑤ いじめの疑いや問題行動等に係る情報の収集と共有。
- ⑥ 関係機関、専門機関との連携。
- ⑦ 発見されたいじめ事案への対応。
- ⑧ 重大事態への対応。

3 いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こり得る、どの子も被害者にも加害者にも傍観者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全教職員が尽力する（具体的には、本校の「いじめ対策アクションプラン」に基づいて実施）。そのため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」との理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

(1) 各教科等の時間の充実

① 教育活動全体を通して

ア 「いじめは絶対許されない」との視点とともに、「いじめはあるに違いない」との視点をもち、教育活動全体を通していじめの未然防止に資する取組を、体系的・計画的に行う。

② 道徳科の時間を通して

ア 道徳科の内容項目と関連付けて指導の重点化を図り、時期と内容を明確にした道徳科全体計画を作成する。

イ 「いじめゼロ強調週間」や「人権週間」に、いじめの未然防止に関わるの内容項目を取り上げ、指導する。

(2) 「いじめゼロ強調週間」の取組を生かした指導の充実

- ① 「おやまっ子 いじめゼロ宣言」の唱和を通じた意識の向上。
- ② 児童会主体の「いじめゼロ集会」によるいじめ未然防止の啓発。
- ③ はつらつ委員会によるあいさつ運動。
- ④ 標語・スローガン・合い言葉等「城東っ子 ぼくのわたしのいじめゼロ宣言」の作成、掲示。
- ⑤ 「いじめのサイン発見シート」（教員・保護者）の実施と活用。
- ⑥ 帰りの会における、善行を認め合う場の位置づけ
- ⑦ 校長による全校授業

(3) 自己有用感・自己肯定感・コミュニケーション能力の向上

- ① 「わかる授業」を実践し、できる自分を認識させ、大いに称賛する。
- ② 「なかよし共遊」や清掃等異学年活動を充実させ、相手の立場を理解できる豊かな情操を育てる。
- ③ グループ活動を多用し円滑にコミュニケーション能力を高める能力を育てる。
- ④ ストレスに適切に対処できる力を育む。(運動・読書・相談等)
- ⑤ Q-U検査の結果を有効に活用し、適切にサポートする。

(4) 情報モラル指導の充実

小中一貫で9年間を見通し、情報モラルについての指導を行ったり、法律面からの指導を行ったりして、インターネット上でのいじめの未然防止を図る。

4 いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりと大人が気づきにくく判断しにくいものであることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

(1) いじめを察知するための具体的な対応

- ① 毎日の健康観察で呼名しながら様子を観察し、小さな異変を察知し適切に声をかける。
- ② 「悩みごとアンケート」を毎週実施する。
- ③ 授業や共遊等を通して、児童との良好な人間関係を構築する。
- ④ 学業指導を充実させ、いじめが疑われる行為は、「大人に話すのが当たり前」という認識を強くもたせる。
- ⑤ 定期的に「いじめチェックシート」を活用する。
- ⑥ 休み時間やグループ活動、給食等での様子を細かく観察する。(机の位置、給食の量、会話等)

(2) 相談窓口などの組織体制の充実

- ① 「聞いて聞いてポスト」を活用し、どの教職員でも相談できる体制を整える。
- ② 相談員が給食時に各クラスで食事を共にする等して面識を作り、児童が抵抗なく相談室を有効に活用できるようにする。

- ③ 「心の相談アンケート」を毎学期実施し、児童の自己有用感や学校に対する思い、いじめの有無等の実態を把握する。
- ④ 毎学期教育相談を実施し、一人一人の現況を把握する。思いや考えに共感し、今後の支援に生かす。

(3) 地域や家庭との連携

- ① 学校や家庭で見られた異変は、些細なことでも連絡帳や電話で情報を交換し合い共有していく。
- ② 民生委員や学校運営協議会との懇談の場で連携を図る。

(4) 関係機関との連携

- ① スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)、市の青少年相談室、県南児童相談所等と連携・協力し、児童や保護者が相談できる体制を作る。

5 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その際には、被害児童を守り通すことを徹底するとともに、加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

これらの対応については、教職員の共通理解、保護者や地域の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

(1) いじめに対する発見・通報を受けた時の対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。
- ② いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに事実の有無を確認する。
- ③ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策推進委員会」の開催を要請し、情報を共有する。
- ④ 関係児童から複数の教員が事情を聞き、「いじめ」の有無の確認を行う。
- ⑤ 事実確認の結果は、管理職が責任をもって、市教育委員会に報告すると共に、担任が被害・加害児童の保護者に連絡する。保護者対応も必要に応じて、複数の教員で行う。
- ⑥ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署との連携を図って対処する。
- ⑦ いじめられた児童、保護者へは、徹底して守り通すことを伝え、不安を軽減すると共に、いじめられた児童の安全を確保する。

- ⑧ 加害児童へは、自らの行為の責任を自覚させ、違法行為であることを理解させると共に、いじめの背景にも目を向けた指導を行う。
- ⑨ 加害児童の保護者へは、いじめの事実を報告し、以後の対応についての協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(2) インターネット上のいじめへの対応

- ① ネット上に不適切な書き込みがあった場合は、直ちに削除する措置をとる。
- ② ネット上のいじめを監視する関係機関等との連携を図る。

【いじめの程度と対応】

- 言葉によるからかい（レベル1）
担任や学年主任（学年職員）で対応し解決を図る。保護者へ連絡する。
- 仲間外れ、悪口・陰口（レベル2）
担任・学年職員に加え、児童指導主任や管理職が入り、保護者も交えて指導する。解決が長期にわたる場合は教育委員会に報告する。
- 暴言や誹謗中傷行為（「死ね」等の書き込み）、脅迫行為や強要行為（レベル3）
児童指導主任もしくは管理職が、警察・児童相談所等の関係機関と連携して計画的に指導する。保護者へ強く働きかける。教育委員会に報告する。
- 重い暴力や傷害行為、悪質な脅迫、強要や恐喝（レベル4）
警察へ通報し相談する。教育委員会も積極的に関わる。出席停止の処置をとる場合、関係機関と連携して該当児童に対して必要な指導を組織的に行う。

6 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の条件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- いじめられた児童が、いじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを、面談等により確認する。

7 重大事態への対処

いじめにより、当該児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下のように対処する。

- 重大事案が発生した際は、次のように速やかに連絡、報告を行う。
・発見者→担任→学年主任→児童指導主任→主幹教諭→教頭→校長→教育委員会→市長
- いじめ対策委員会を母体に、教育委員会の指導又は、人的措置を含めた支援を受け、当該事案に対処する重大事態対策組織を構成する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、結果については、教育委員会に報告し、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係等必要な情報を適切に提供する。
- 心身に重大な被害を受けたと想定される場合は、医療機関やスクールカウンセラーによるカウンセリングを設定し、ケアに努める。
- 調査結果を踏まえ、教育委員会の指示の下、いじめの解消に向けて必要な措置を講ずる。

7 職員研修

学校における、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する措置等、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

(1) 職員会議

- ① 学校いじめ基本方針の周知徹底：年度当初の職員会議で、本校のいじめ防止基本方針の確認を行う。
- ② 学級白書をもとに、配慮児童の変容や各クラスの現状を報告し、共通認識の下、全職員で指導に当たれるようにする。
- ③ 「生徒指導リーフ」や「いじめの理解と対応」等の資料を使用して、継続的に研修を行う。

(2) 校内研修

- ① わかる授業を進める。
- ② 長期休業等を利用して、事例研修等による児童理解とカウンセリングマインドの習得のための研修を行う。